

第3章 宅地建物取引士

第1部 宅地建物取引士制度

1 宅地建物取引士

(1) 役割

宅建業者は、宅地建物取引に関する知識及び経験を豊富に有する宅地建物取引の専門家としての役割を果たすことが期待されています。このため、宅地建物取引業法は、単に免許制度を実施するに留まらず、一定の試験に合格した有資格者を、宅地建物取引士として業者の事務所ごとに設置しなければならないこととしています。

(2) 宅地建物取引業法に定める事務

- ① 重要事項の説明（法第35条第1項）
- ② 重要事項説明書への記名（法第35条第5項）
- ③ 契約の内容等を記載した書面（37条書面）への記名（法第37条第3項）

(3) 責務

- ① 公正誠実義務（法第15条）
- ② 信用失墜行為の禁止（法第15条の2）
- ③ 知識及び能力の維持・向上（法第15条の3）

(4) 手続き

宅地建物取引士となるためには、都道府県知事の行う宅地建物取引士資格試験に合格した後、その試験を行った都道府県知事の登録を受け、宅地建物取引士証の交付を受けなければなりません。なお、都道府県知事の登録を受けるに際しては、2年以上の実務経験等が必要です。

2 宅地建物取引士試験

宅地建物取引士試験は、毎年1回（通例10月の第3日曜日）行われます。この試験は、宅地建物取引業法の定めることにより、「指定試験機関」が都道府県知事の委任を受け、各都道府県を試験地として実施しています。各試験地での事務は、その試験地における「協力機関」が行います。

栃木県における指定試験機関等は次のとおりです。

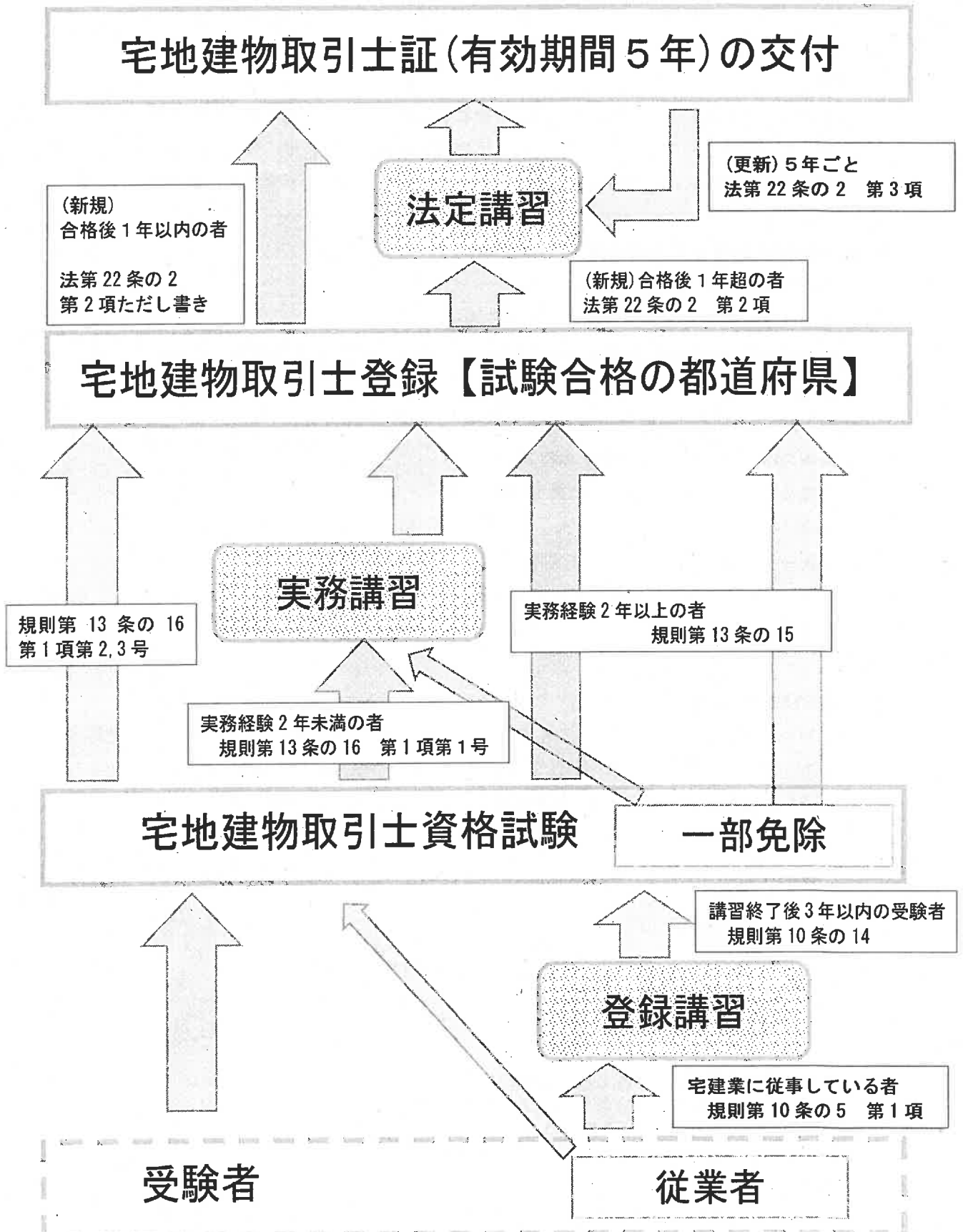
指定試験機関

一般財団法人 不動産適正推進機構（試験部）
〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-8-21（第33森ビル3階）
TEL 03-3435-8181
URL www.retio.or.jp

協力機関

公益社団法人 栃木県宅地建物取引業協会
〒320-0046 栃木県宇都宮市西一の沢町6番27号
TEL 028-634-5611
URL www.tochitaku.or.jp/index.htm

宅地建物取引士の講習体系



第2部 宅地建物取引士に係る申請等

1 宅地建物取引士の登録申請書

(1) 登録の要件

試験に合格した人で、次のいずれかに該当する人は、当該試験を行った都道府県知事の登録を受けることができます。

- | |
|---|
| ① 宅地又は建物の取引に関する実務経験が登録申請前10年以内に2年以上ある者
(各免許権者に届出(従事者として)がなされている必要があります。) |
| ② 国土交通大臣の指定を受けた登録実務講習実施機関(※)が実施する、登録実務講習を修了した者(申請前10年以内に終了した登録実務講習に限ります。) |
| ③ 国、地方公共団体又はこれらの出資により設立された法人において宅地又は建物の取得又は処分の業務に従事した期間が登録申請前10年以内に2年以上ある者 |

※ 登録実務講習実施機関(国土交通省HP参照)

[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk3_000068.html]

(2) 試験に合格しても登録にならない者(欠格事由)

登録できない事由 (宅地建物取引業法第18条第1項)		
5年間登録を受けられない場合	免許不正取得、情状が特に重い不正不当行為、又は業務停止処分違反をして免許を取り消された場合	第3号
	前記のいずれかの事由に該当するとして、免許取消処分の聴聞の公示をされた後、相当の理由なく廃業等の届出を行った場合	第4号
	前記のいずれかの事由に該当するとして、免許取消処分の聴聞の公示をされた後、合併により消滅した法人又は相当な理由なく解散、廃業の届出を行った場合	第5号
	禁錮以上の刑に処せられた場合	第6号
	宅建業法、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法(傷害、現場助勢、暴行、凶器準備集合・結集、脅迫、背任)の罪、暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられた場合	第7号
	暴力団員等	第8号
	不正登録又は取引士証の不公正交付を受けるなどして登録を消除された場合、あるいは前記のいずれかの事由に該当するとして、登録消除の聴聞の公示をされた後、消除の申請を行った場合	第9号 第10号
その他	宅建業に係る営業に関し、成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の場合	第1号
	破産手続き開始決定を受けて復権を得ない場合	第2号
	事務禁止期間中、消除申請により登録削除され、まだその期間が満了しない場合	第11号
	心身の故障により取引士の事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適正に行うことができない者	第12号

(3) 登録に必要な書類等

書面の名称等	留意事項						
登録申請書	<input type="checkbox"/> 様式第5号(第14条の3関係)						
登録手数料 (37,000円)	<input type="checkbox"/> 栃木県収入証紙で納付 (収入証紙の取扱先) … 県庁内及び各庁舎内の生協売店、県内のファミリーマート(一部)、県内のローソン(一部)など						
誓約書							
身分証明書	<input type="checkbox"/> 発行日から3か月以内のもの(本籍地の市区町村で発行される証明書)						
登記されていないことの証明書	<input type="checkbox"/> 発行日から3か月以内のもの(法務局で発行される証明書)						
住民票の抄本	<input type="checkbox"/> 発行日から3か月以内のもの(マイナンバーの記載のないもの)						
合格証書の原本及びその写し	<input type="checkbox"/> 確認後、原本は返却。						
登録申請書用顔写真	<input type="checkbox"/> 無帽・上半身・無背景で縦3.0cm×横2.4cm、裏面に氏名記入 (申請前6ヵ月以内に撮影したカラー写真)						
登録に必要な実務経験を証する書面	<input type="checkbox"/> 以下(ア)～(ウ)に該当する書類を提出 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">(ア) 実務経験2年以上の者</td> <td style="padding: 5px;">「実務経験証明書」 ※ただし、実務経験は申請前10年以内のもの。なお、大臣・他都道府県免許業者に従事している場合は、併せて業者の代表者が証明し、証明日を記載した従業者名簿の写しが必要</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(イ) 実務講習修了者</td> <td style="padding: 5px;">「講習実施機関の発行する修了証明書」 ※ただし、講習修了後10年以内の証明書であること</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(ウ) 国、地方公共団体等において宅地建物の取得又は処分の業務に従事した期間が2年以上の者</td> <td style="padding: 5px;">「それぞれの機関が発行する証明書」 ※ただし、業務に従事した期間は申請前10年以内のもの</td> </tr> </table>	(ア) 実務経験2年以上の者	「実務経験証明書」 ※ただし、実務経験は申請前10年以内のもの。なお、大臣・他都道府県免許業者に従事している場合は、併せて業者の代表者が証明し、証明日を記載した従業者名簿の写しが必要	(イ) 実務講習修了者	「講習実施機関の発行する修了証明書」 ※ただし、講習修了後10年以内の証明書であること	(ウ) 国、地方公共団体等において宅地建物の取得又は処分の業務に従事した期間が2年以上の者	「それぞれの機関が発行する証明書」 ※ただし、業務に従事した期間は申請前10年以内のもの
(ア) 実務経験2年以上の者	「実務経験証明書」 ※ただし、実務経験は申請前10年以内のもの。なお、大臣・他都道府県免許業者に従事している場合は、併せて業者の代表者が証明し、証明日を記載した従業者名簿の写しが必要						
(イ) 実務講習修了者	「講習実施機関の発行する修了証明書」 ※ただし、講習修了後10年以内の証明書であること						
(ウ) 国、地方公共団体等において宅地建物の取得又は処分の業務に従事した期間が2年以上の者	「それぞれの機関が発行する証明書」 ※ただし、業務に従事した期間は申請前10年以内のもの						
従業者証明書の写し	登録申請時に宅地建物取引業に従事している場合には、従業者証明書の写しを提出						

(4) 申請方法

本人確認を行うため、原則、申請者本人が住宅課の受付窓口にお越しください。なお、受付時間は、書類確認等に時間を要するため、「9:00～11:30、13:00～16:30の時間帯」となりますので、御協力願います。

なお、遠方等により住宅課の受付窓口にお越しになれない方は、郵送による申請を受け付けています。その場合は、本人確認のため、運転免許証又はパスポートの写しと合格証書原本の返信用封筒(※)を同封してください。

※ 返信用封筒 … 合格証書が折らずに入る大きさの封筒
(宛先記入、切手(定形外封筒、普通郵便の場合120円分)貼付)

申請先及び連絡先

〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20 県庁舎本館14階
栃木県県土整備部住宅課宅地指導担当(電話028-623-2488)

実務経験証明書

		(フリガナ) 被証明者氏名	(トチギ サプロウ) 栃木 三郎
実務経験先及び在職期間		証 明 者	
免許証番号	栃木県知事(3)第7777号	免許証番号	国土交通大臣 (3)第7777号 栃木県知事
商号又は名称	株式会社 埴田不動産		
職務内容	不動産賃貸の仲介	商号又は名称	株式会社 埴田不動産
従業者証明書番号	210300001		
在職期間	平成30年4月1日から 令和2年3月31日まで 2年0月間	代表者氏名	代表取締役 栃木 太郎
免許証番号		免許証番号	国土交通大臣 ()第 号 知事
商号又は名称			
職務内容		商号又は名称	
従業者証明書番号			
在職期間	年 月 日から 年 月 日まで 年 月間	代表者氏名	
免許証番号		免許証番号	国土交通大臣 ()第 号 知事
商号又は名称			
職務内容		商号又は名称	
従業者証明書番号			
在職期間	年 月 日から 年 月 日まで 年 月間	代表者氏名	
在職期間計		2年0月間	

備考

- 1 証明は実務経験先の宅地建物取引業者等が行うものとし、申請者が宅地建物取引業者（法人であるときは、その役員）であるときは、他の宅地建物取引業者等が証明すること。
- 2 証明者が法人である場合においては、代表者が証明すること。
- 3 実務経験先の免許が変更されているときは、区別して記載すること。

2 宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書（法第20条）

宅地建物取引士の登録を受けている者は、登録事項に変更が生じた場合は遅滞なく変更の登録をしなければなりません。登録されている「①氏名、②本籍、③住所、④勤務先」の4項目に加え、任意で登録時の「⑤電話番号」が変わった場合も「宅地建物取引士資格登録簿変更申請書」の提出が必要です。

◎ 有効期間内の宅地建物取引士証をお持ちで、「①氏名、③住所」に変更があった方は、書換えた取引士証の交付を受けるため、「宅地建物取引士証書換え交付申請書」の提出が必要になります。

- ◇ 氏名の変更 = 新たに取引士証を作成
- ◇ 住所の変更 = 現在の取引士証の裏面に新たな住所を記載

(1) 変更登録申請書の事項別の添付書類等

変更内容	住民票抄本	従業者証明書(写)	戸籍抄本等	宅地建物取引士証書換え交付申請書の要否	説明等
氏名			○	◎	
本籍			○		
住所	○			◎	市町村合併による場合は届出不要
勤務先		○			退職の場合は必要ありません。
電話番号					法定事項ではありません。

※ 証明書等は申請時点以前、3か月以内に発行されたものを添付して下さい。

【宅地建物取引士証書換え交付申請書】（施行規則第14条の13）

変更内容	宅建士証	写真	説明等
氏名の変更	○	○	宅地建物取引士証を新たに作成
住所の変更	○		交付済の取引士証に新しい住所を裏書

※ 写真は、申請前6か月以内に撮影した『無帽・正面・上半身・無背景』の縦3cm×横2.4cmのカラー写真を用意してください。

※ 申請書は原則本人が持参してください。代理人が持参する場合は委任状、代理人の印鑑、代理人の本人確認ができるもの（運転免許証等）を持参してください。

※ 住宅課の窓口に来ることができない場合は、申請書等以外に、運転免許証の写し及び返信用の封筒（宛先記入、切手404円分貼付〔普通郵便84円＋簡易書留料金320円〕）を同封してください。

(2) 提出先等

- 提出先 栃木県県土整備部住宅課 県庁14階北側
- 提出部数 正本1部 申請者控えが必要な場合は、副本を必要部数提出してください。
- 手数料 無し

(3) 記載例（次ページ）

- ・宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書
- ・宅地建物取引士証書換え交付申請書

宅地建物取引士資格登録簿 変更登録申請書

3 | 3 | 0

宅地建物取引業法第20条の規定により、下記の事項について変更の登録を申請します。

令和 1 年 10 月 20 日

栃木県知事 様

申請者 氏 名 栃木 五郎

生年月日 大・昭・**平** 2年 10月 1・1日

電話番号 (028)○○○-△△△△

受付番号

受付年月日

申請時の登録番号

*

*

0 | 9 | | | | | |

項番 ◎申請者に関する事項

必ず記入して下さい。

11	変更年月日	年	月	日										
(氏名)	フリガナ													
	氏 名													
	変更後	変更のない項番の欄には記入しないでください。												
	変更前	フリガナ												
		氏 名												

確認欄

*

12	変更年月日	R	0	1	年	0	9	月	2	5	日															
(住所)	郵便番号	3	2	3	0	0	2	2																		
	住所市区町村コード	0	9	2	0	8	8	栃木	都道府県	小山	市区郡	区町村														
	住所	駅	東	通	り	3	-	2	-	1	小山	ハイ	ツ	2	0	5										
	号室																									
	電話番号	0	9	0	-	○	○	○	○	-	△	△	△	△												

確認欄

*

変更前 住所 栃木県宇都宮市塙田1-1-20

13	変更年月日	R	0	1	年	0	8	月	3	0	日											
(本籍)	本籍市区町村コード	0	9	2	0	8	8	栃木	都道府県	小山	市区郡	区町村										
	本籍	駅	東	通	り	三	丁	目	2	番	地											

確認欄

*

変更前 本籍 栃木県宇都宮市塙田一丁目1番

◎業務に従事する宅地建物取引業者に関する事項

14	変更年月日	R	0	1	年	1	0	月	1	0	日											
(従事先)	商号又は名称	株	式	会	社	県	南	エ	ス	テ	ー	ト										
	免許証番号	0	9	(2)	6	6	6	6														

14	変更年月日	R	0	1	年	0	9	月	2	0	日										
	商号又は名称	株式会社 塙田不動産																			
	免許証番号	国土交通大臣 (3) 第7777号																			
		栃木県知事																			

確認欄

*

(A4)
3 6 0

宅地建物取引士証書換え交付申請書

令和1年10月20日

栃木県知事 様

申請者 発行番号 20000000001

郵便番号 (323-0022)

住 所 栃木県小山市駅東通り3-2-1
小山ハイツ205号室

氏 名 栃木 五郎

電話番号 (028) 〇〇〇-△△△△

受付番号	受付年月日	申請時の登録番号
* <input type="text"/>	* <input type="text"/>	0 9 <input type="text"/> 1 2 3 4 5 <input type="text"/>
受講年月日		
* <input type="text"/>		

宅地建物取引士証記載事項を下記のとおり変更しましたので、宅地建物取引業法施行規則第14条の13の規定により、宅地建物取引士証の書換え交付を申請します。

変更に係る事項	変 更 後	変 更 前	交 付 年 月 日
(フリガナ) 氏 名			年 月 日
住 所	栃木県小山市駅東通り 3-2-1 小山ハイツ205号室	栃木県宇都宮市 埴田1-1-20	平成30年4月1日

備 考 氏名変更の場合は、写真(縦3cm×横2.4cm)1枚を添付すること。

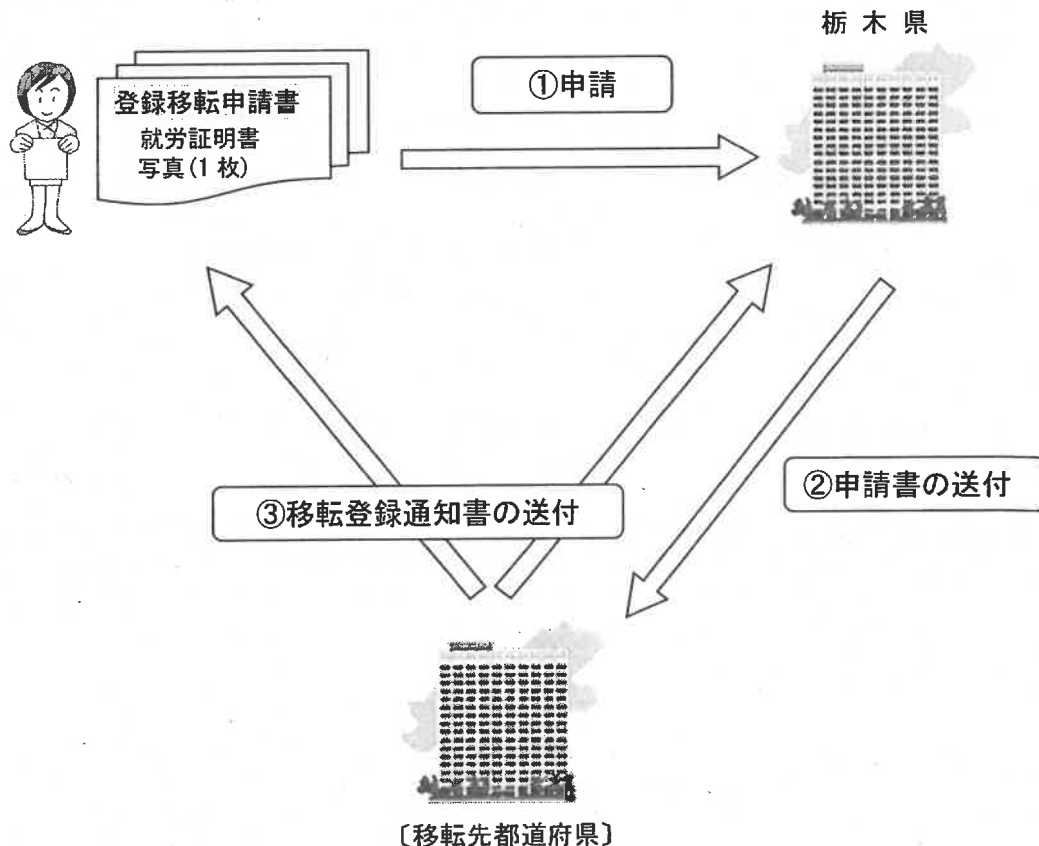
確認欄
*

3 登録移転申請書【栃木県登録から他都道府県に移転の場合】(法第19条の2)

本県に登録済の取引士が、他都道府県に移転する場合の申請です。申請が認められるには、以下の条件が必要となります。

- ① 移転する都道府県の宅地建物取引業者の事務所の業務に従事又は従事する予定である。
- ② 移転しようとしている宅地建物取引士が、法第68条に基づく禁止処分の期間内ではない。

【手続きの流れ】



- 申請者 本人(移転しようとしている「宅地建物取引士」)
- 提出先 栃木県県土整備部住宅課
- 提出部数 正本1部 申請者控えが必要な場合は、副本を必要部数提出してください。
- 手数料 8,000円(移転先の都道府県の収入証紙)
- 添付書類 就労証明書(勤務先の事務所も所在地が明記されたもの)
写真1枚(申請前6か月以内に撮影した『無帽・正面・上半身・無背景』の縦3cm×横2.4cmのカラー写真)

◎ 「宅地建物取引士証」が必要な場合は、移転先で取引士証の交付を受けるため、同時に「宅地建物取引士証交付申請書」(移転先の都道府県あて)の提出が必要となります。

- 提出部数 移転先都道府県に確認してください。
- 手数料 4,500円(移転先の都道府県の収入証紙)
- 添付書類 写真2枚(申請前6か月以内に撮影した『無帽・正面・上半身・無背景』の縦3cm×横2.4cmのカラー写真)

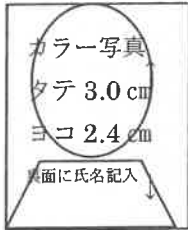
様式第六号の二（第十四条の五関係）

(A4)

3 2 0

登録移転申請書

証 紙 欄
(消印してはならない)



宅地建物取引業法第19条の2の規定により、登録の移転を申請します。

令和3年10月20日

栃木県知事 様

郵便番号 (320-8501)

申請者 住 所 栃木宇都宮市塙田1-1-20
氏 名 栃木 三郎

移転前の都道府県知事の受付番号	移転前の都道府県知事の受付年月日	移転前の登録番号
[][][] * [][][][]	[][][] * [][][][][]	[][][] - [][][][][][][] [][]
移転後の都道府県知事の受付番号	移転後の都道府県知事の受付年月日	移転後の登録番号
[0][9] * [][][][] * [][][][][]	[][][][][] * [][][][][][]	[][][][] - [][][][][][][] [][]

項 ◎申請者に関する事項

フリガナ	トチギ サプロウ											
氏 名	栃木 三郎											
生 年 月 日	H	7	年	10	月	12	日	性別	1	1.男 2.女		
郵便番号	3	2	0	8	5	0	1					
住所市区町村コード	0	9	2	0	1	1	栃木 都道府県 宇都宮 市 区 町 村					
住 所	塙田 1 - 1 - 2 0											
電 話 番 号	0	2	8	-	0	0	0	-	△	△	△	
本籍市区町村コード	0	9	2	0	1	1	栃木 都道府県 宇都宮 市 区 町 村					
本 籍	塙田 一 丁 目 1 番 地 2 0											

確認欄 *

◎移転に関する事項

移転前の都道府県知事	1	3	移転の理由	栃木県内の事務所に従事しているため							
------------	---	---	-------	-------------------	--	--	--	--	--	--	--

◎移転後において業務に従事し、又は従事しようとする宅地建物取引業者に関する事項

商号又は名称	株 式 会 社 塙 田 不 動 産											
免許証番号	0	9	(3)	7	7	7	7					

確認欄 *

4 宅地建物取引士資格登録簿登録消除申請書（法第22条第1項第1号）

本県に登録済の宅地建物取引士が、本人の都合により登録事項を消除したい場合、申請をします。この手続で行えるのは登録の消除のみであり、「宅地建物取引士試験合格」の事実は残ります。本申請後、再度登録をする場合は、新規登録となります。

- 申請者 本人（登録済の宅地建物取引士）
- 提出部数 正本1部 申請者控えが必要な場合は、副本を必要部数提出してください。
- 手数料 なし
- 添付書類 宅地建物取引士証（交付を受けている場合のみ）

《記載例》

別記様式第6号(第10条関係)

宅地建物取引士資格登録簿登録消除申請書

令和3年10月1日

栃木県知事 様

申請者 栃木 三郎
住所 栃木県宇都宮市埴田1-1-20
氏名 栃木 三郎
電話番号 (028) 〇〇〇 - △△△△

宅地建物取引業法第22条第1号の規定により、次のとおり同法第18条第1項の登録の消除を申請します。

申請の理由	都合による		
住所	栃木県宇都宮市埴田1-1-20		
氏名	栃木 三郎		
生年月日	平成7年10月12日		
登録番号	第99999号	登録年月日	令和3年4月20日
業務に従事する(又はしていた)宅地建物取引業者の商号又は名称			
免許証番号			
申請事由の生じた日	令和3年10月1日		

備考

- 1 宅地建物取引士証を添付すること（交付を受けている方のみ）。

5 宅地建物取引士死亡等届出書（法第21条）

本県に登録済の取引士が死亡等の事由に該当した場合、届出が必要となります。なお、各事由、申請人は下表とおりです。

事由（登録済の宅地建物取引士が・・・）	申請人	添付書類
死亡した場合	相続人	戸籍謄本 （又は除籍謄本）
宅地建物取引業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者	本人	その事実がわかる書類
破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	本人	※1
免許不正取得、情状が特に重い不正不当行為、又は業務停止処分違反をして免許を取り消され5年を経過しない者	本人	その事実がわかる書類
（上記で法人の場合） 当該取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前 60 日以内にその法人の役員であった者で当該取消の日から5年を経過しないもの		
前記のいずれかの事由に該当するとして、免許取消処分の聴聞の公示をされた後、相当の理由なく廃業等の届出を行い、5年を経過しない者		
前記のいずれかの事由に該当するとして、免許取消処分の聴聞の公示をされた後、合併により消滅した法人又は相当な理由なく解散、廃業の届出を行い、5年を経過しない者		
禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者		
宅建業法、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法（傷害・現場助勢・暴行・凶器準備集合・脅迫・背任）の罪、暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者	本人	その事実がわかる書類
暴力団員等		
心身の故障により取引士の事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適正に行うことができない者	本人 法定代理人 同居の親族	※2

※1 破産者で復権を得ない者であることを証明する市町村長発行の証明書又は破産決定に関する裁判所の書類

※2 病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書

- 申請者 上記の表のとおり
- 提出部数 正本1部 申請者控えが必要な場合は、副本を必要部数提出してください。
- 手数料 なし
- 申請時期 届出の要因が発生した日から30日以内
- 添付書類 宅地建物取引士証（交付を受けている場合のみ）
上記表中の「添付書類」欄に記載した書類

宅地建物取引士死亡等届出書

宅地建物取引士について、宅地建物取引業法第21条の規定により、次のとおり届け出ます。

令和3年10月20日

栃木県知事 様

届出者 郵便番号 (320-8501)
 住 所 栃木県宇都宮市塙田1-1-20
 氏 名 栃木 四郎
 電話番号 (028) 〇〇〇-△△△△

受付番号 受付年月日 届出時の登録番号

		0:9	-	9:9:9:9:9	-	
--	--	-----	---	-----------	---	--

宅地建物取引業法第18条第1項の登録を受けている者と届出者との関係	①. 相続人 2. 本人 3. 法定代理人 4. 同居の親族		
届 出 の 理 由	①. 死亡 2. 法第18条第1項第1号 3. 法第18条第1項第2号 4. 法第18条第1項第3号 5. 法第18条第1項第4号 6. 法第18条第1項第5号 7. 法第18条第1項第6号 8. 法第18条第1項第7号 9. 法第18条第1項第8号 10. 法第18条第1項第12号		
宅地建物取引業法第18条1項の登録を受けている者の氏名	栃木 三郎	性別	①. 男 2. 女
生 年 月 日	平成7年10月12日		
登 録 年 月 日	令和3年4月20日		
本 籍	栃木県宇都宮市塙田一丁目1番地20		
住 所	栃木県宇都宮市塙田1-1-20		
業務に従事する (又はしていた) 宅地建物取引業者 に関する事項	商号又は名称		
	免許証番号	国土交通大臣 () 第 号 知事	
届出事由の生じた日	令和3年10月1日		

備考 死亡の場合、「戸籍謄本」(又は「除籍謄本」)及び「取引士証」を添付すること。

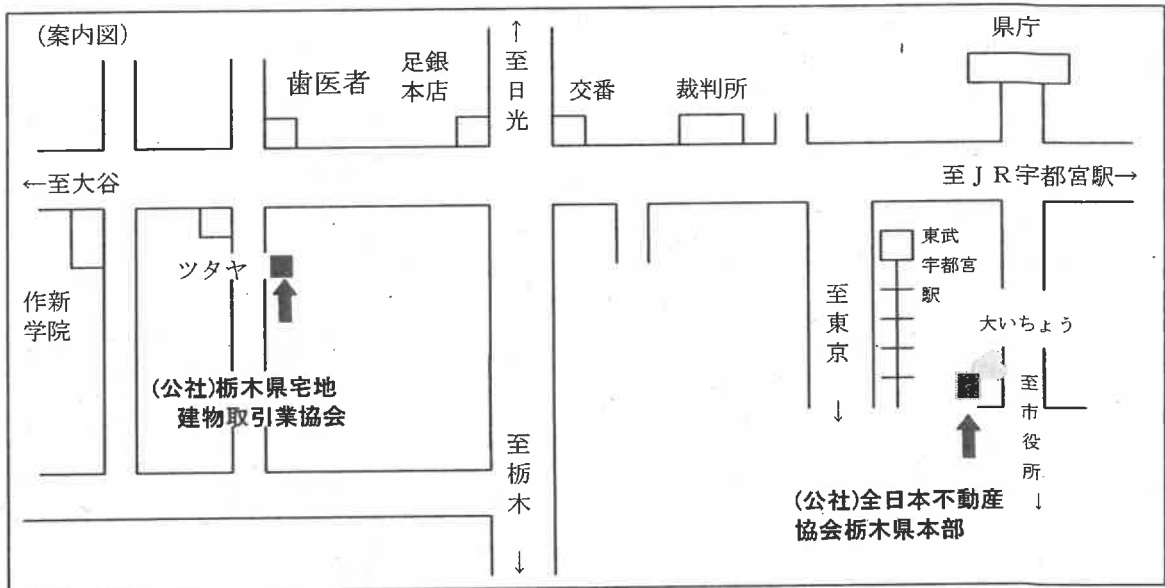
6 宅地建物取引士証交付申請書（法第22条の2）

本県に登録済の宅地建物取引士が、「宅地建物取引士証」の交付を受けようとする場合に申請が必要となります。なお、取引士証の交付を受けないと、①重要事項の説明（法第35条）、②交付すべき書面（法第37条）への署名を行うことができません。

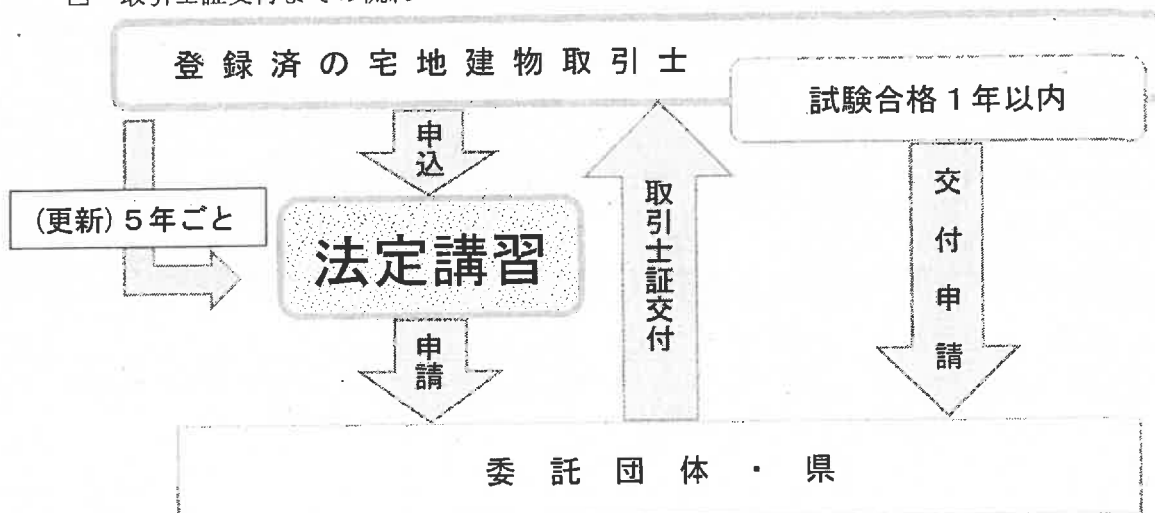
- 申請者 本人（登録済の宅地建物取引士）
- 申請先 県が業務委託している以下の団体

※ 登録移転と同時に申請する場合は、栃木県県土整備部住宅課

- ◆ 公益社団法人 栃木県宅地建物取引業協会
〒320-0046 栃木県宇都宮市西一の沢町6番27号
TEL：028-634-5611 FAX：028-634-5670
URL：www.tochitaku.or.jp/index.htm
- ◆ 公益社団法人 全日本不動産協会栃木県本部
〒320-0806 栃木県宇都宮市中央1丁目9番11号大銀杏ビル7階
TEL：028-666-4554 FAX：028-666-4553
URL：http://tochigi.zennichi.or.jp/



- 提出部数 申込先の委託団体に確認ください。
- 取引士証交付までの流れ



手数料等

取引士証交付申請手数料：4,500円（栃木県収入証紙）

法定講習会受講料（新規1年未満以外）：各団体にお問い合わせして下さい。

その他

取引士証には氏名、住所が記載されます。変更がある場合は、先に「宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書」の手続きをして下さい。

《記載例》

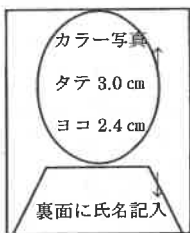
様式第七号の二の二（第十四条の十関係）

(A4)

3 5 0

宅地建物取引士証 交付申請書

証 紙 欄
(消印してはならない)



下記により、宅地建物取引士証の交付を申請します。

令和3年4月1日

栃木県知事 様

郵便番号 (320-8501)

申請者 住所 栃木県宇都宮市塙田1-1-2
氏 名 栃木 三郎

申請の種類

1

- 1. 新規
- 2. 更新
- 3. 登録の移転

受付番号 * [] [] [] [] [] [] [] [] [] []

受付年月日 * [] [] [] [] [] [] [] [] [] []

申請時の登録番号 0 9 [] [] [] [] [] [] [] [] [] []

受講年月日 * [] [] [] [] [] [] [] [] [] []

住 所	栃木県宇都宮市塙田1-1-20 電話番号 (028) 〇〇〇-△△△△	
(フリガナ) 氏 名	(トチギ サプロウ) 栃木 三郎	
生 年 月 日	平成 7 年 10 月 12 日	
業務に従事している 宅地建物取引業者に 関する事項	商号又は名称	
	免許証番号	国土交通大臣 () 第 号 知事
新規の場合	試験の合格後1年を経過 しているか否かの別	1年を経過して { いる / いない }
更新又は登録の 移転の場合	現に有する宅地建物 取引士証の有効期限	年 月 日
この者は、宅地建物取引業法第22条の2第2項又は第22条の3第2項の規定において準用する同法第22条の2第2項の規定による講習を修了したことを証します。 年 月 日 講習実施者 [印]		

確認欄 * []

8 宅地建物取引士証返納（提出）書（法第22条の2第6項・第7項、施行規則第14条の15第5項）

本県に登録済の宅地建物取引士が、登録を消除された場合、若しくは取引士証が効力を失った場合、又は宅地建物取引士証の亡失により再交付を受けた後、亡失した取引士証を発見した場合は、宅地建物取引士証を返納しなければなりません。また、「事務の禁止」処分を受けた場合は宅地建物取引士証を提出する必要があります。

- 申請者 本人（登録済の宅地建物取引士）
- 申請先 栃木県県土整備部 住宅課
- 提出部数 1部
- 添付資料 宅地建物取引士証

《記載例》

別記様式第8号(第11条関係)

宅地建物取引士証返納(提出)書

令和3年10月1日

栃木県知事 様

宅地建物取引士

住 所 栃木県宇都宮市埴田1-1-20

氏 名 栃木 五郎

登録番号 栃木一第 12345号

電話番号 028-〇〇〇-△△△△

下記理由により宅地建物取引士証を返納(提出)します。

記

- 1 宅地建物取引業法第18条第1項の登録が消除されたため
- 2 宅地建物取引業法第22条の2第3項又は第4項の規定により宅地建物取引士証が効力を失ったため
- 3 亡失した宅地建物取引士証を発見したため(年 月 日再交付を受けました。)
- 4 年 月 日付けて 年 月 日から 年 月 日までの期間、宅地建物取引士としての事務禁止処分を受けたため

(注) 該当事項の番号を○で囲むこと。